

～平成20年度高齢者福祉サービスのご案内～

各サービスを希望する方は申請書を提出してください。サービスによっては訪問調査を行い審査の上で決定されます。

申し込み・問い合わせ / 長寿はつらつ課 内線2632～4 ☎048 463 1921

高齢者安心見守り 通報システムの設置

急病などの緊急時に、ボタンを押すことで消防署に通報できるシステム機器を設置します。
対象者 / 市内に住所を有し、緊急通報システムが非該当となった方や、日常生活において不安を感じているおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯等の方
利用者負担 / 月額500円（生活保護受給者およびそれに準じる方は免除）

緊急通報システムの設置

急病などの緊急時に、ボタンを押すことで消防署に通報できるシステム機器を設置します。
対象者 / 市内に住所を有し、慢性疾患があるおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯等の方
利用者負担 / なし

市内循環バス 高齢者限定乗車券交付

市内循環バス高齢者限定乗車券（27枚）を交付します。希望する方は、各窓口で申請してください。
対象者 / 市内に住所を有する70歳以上の方
申請窓口 / 長寿はつらつ課・内間木支所・朝霞駅前出張所・朝霞台出張所・各公民館・各老人福祉センター
申請期間 / 5月1日（木）～平成21年3月31日（火）
乗車券の有効期間 / 平成21年4月30日（木）
「高齢者限定乗車券」は、市が運行委託している朝霞市内循環バスのみ乗車可

能です。一般の路線バスには利用できませんのでご注意ください。

配食サービス

食事づくりが困難な高齢者の自宅に栄養のバランスがとれた昼食をお届けします。配達時に利用者の安否確認も行います。
対象者 / 市内に住所を有するおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯等で、食事の支度が困難で他の方から食事の提供を受けられない方
利用者負担 / 1食あたり400円（食券の事前購入による支払い）

移送サービス

寝台または車いすに乗りながら乗降できる移送用車両による移送を行います。
対象者 / 市内に住所を有する高齢者等で、寝たきりまたは常時車いすを利用し、移送用車両を利用しなければ移送が困難な方
利用者負担 / 移送にかかる費用
ワンボックススロング：30分につき300円
軽自動車：30分につき250円
ひと月の利用限度は利用者負担で3000円までです。

はいかい高齢者 位置検索サービス

位置検索端末機をはいかい高齢者が携帯することで、家族等がはいかい高齢者の現在地を検索できるサービスです。
対象者 / 市内に住所を有し、認知症によるはいかい行動がある65歳以上（40歳以上の初老期認知症を含む）の方を、在宅（市内）で介護する家族お

よび介護者
利用者負担 / 位置検索料の実費

ねたきり老人等手当の支給

対象者 / 次のすべての要件に該当する方
市内に住所を有する65歳以上の方で病気等により6か月以上寝たきりや重度の認知症の状態にある方
病院・施設等に入所していない方
支給額 / 月額1万円（該当月分を8月・12月・4月に支給します。）

訪問理美容サービス

寝たきり等の方へ、市が委託した理美容師を派遣します。
対象者 / 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、寝たきりまたはそれに準じた状態の方で、理髪店または美容店に出向くことが困難な方
利用限度 / 最高で年6回（支給が決定された時期で異なります。）
利用者負担 / 市が理美容師の出張料金（2000円）を負担しカット料金等については利用者負担となります。

寝具乾燥車の派遣

寝具類を干すのが困難な高齢者の方に定期的（月2回）に乾燥車を派遣します。

対象者 / 次のすべての要件に該当する方
市内に住所を有するおむね65歳以上の方
住民税非課税世帯の方
家族が介護を行えない状況にあるか
介護を行う方がいない方
利用者負担 / なし

紙おむつの支給

在宅で寝たきりなどの状態にある方に紙おむつを支給します。
対象者 / 次のすべての要件に該当する方
市内に住所を有する65歳以上の方
在宅で寝たきりまたは重度の認知症により失禁状態にある方
住民税が非課税の方
生活保護を受けている方で、生活保護で紙おむつの支給が受けられない方
支給形態 / 規定の組み合わせから、紙おむつ・紙パンツ・尿取パッドの組み合わせを選び、利用者の自宅に配達
利用者負担 / なし

公衆浴場入浴券交付

自宅に入浴設備がなく、常時公衆浴場を利用している、市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯等の方に公衆浴場の入浴券を交付します。

生活支援ホームヘルプ （生活管理指導員）

日常生活で支援を必要とする高齢者等が、自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣します。
対象者 / 次の 要件に該当する方

介護保険の要介護認定で非該当（自立）と判定されたかつ家事援助が必要な方
介護保険の要介護認定を受け、介護保険の家事援助を利用しようとしたところ、家事援助の適用要件にあてはまらないため利用できない方
利用者負担 / 介護保険に準じた額（ただし、生活保護受給者については無料）